

# 市民利用施設の制限について（案）

時期	利用制限の内容			
		収容率	人数上限	
現在 (11月30日 まで)	イベントの 類型	大声での歓声・声援等がないことを 前提としうるもの （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞 踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、 展示会(図書館、博物館、動植物園)等)	大声での歓声・声援等が想定 されるもの （ロック、ポップコンサート、ス ポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでの イベント)	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でど ちらか小さいほうを限度。 (両方の条件を満たす必要)
		100%以内 席がない場合は適切な間隔 (最低限人と人が接触しない程度)	50%以内 席がない場合は十分な間隔(1m)	

時期	利用制限の内容（※1）			
		収容率	人数上限	
12月1日～ 当面来年2月末 まで（※2）	イベントの 類型 （※3）	大声での歓声・声援等がないことを 前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞 踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、 展示会(図書館、博物館、動植物園)等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※4）	大声での歓声・声援等が想定 されるもの ・ロック、ポップコンサート、ス ポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでの イベント等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でど ちらか小さいほうを限度。 (両方の条件を満たす必要)
		100%以内 席がない場合は適切な間隔 (最低限人と人が接触しない程度)	50%（※5）以内 席がない場合は十分な間隔(1m)	

(※1) 詳細は、令和2年11月12日付けの内閣官房事務連絡「来年2月までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン順守徹底に向けた取組強化等について」を参考

(※2) 国が利用制限の内容を変更した場合、その内容を準用

(※3) 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの／想定されるものを参考

(※4) これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきた。今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱える。

(※5) 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以下に限る）内では座席間隔を設けなくてもよく、収容率は50%を超えることもある。

# 各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用する
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用する	

- (注) ・ 上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
- ・ イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。